

39歳以下のご夫婦必見！

東彼杵町は新婚生活を応援します

婚姻届を提出したら申請をお忘れなく！



結婚新生活 支援事業 補助金

東彼杵町は対象世帯の要件が有利！

- ①所得制限はありません！
- ②39歳以下なら年齢にかかわらず補助額は一律
- ③転入なら婚姻日から1年以内まで対象

最大

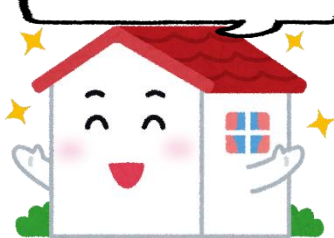
60

万円

住宅取得費用



住宅のリフォーム費用



引越費用



住宅賃借費用



【対象となる夫婦】

新規に婚姻し、次の全てを満たす夫婦

- ①前年度の1月1日以降に婚姻届を提出し受理された夫婦
転入された夫婦は、転入日が婚姻日から1年以内であれば対象
- ②婚姻日における夫婦の年齢がどちらも39歳以下

※夫婦の一方又は双方が、過去に他市町の実施する同様の補助を受給したことがある場合は対象外

お問い合わせ

東彼杵町役場 総務課企画係

〒859-3808 東彼杵町蔵本郷 1850 番地 6

TEL 0957-46-1286(直通)

kikaku@town.higashisonogi.lg.jp



1. 補助対象費用

当年度4月から3月に支払った①から④の合計金額(限度額60万円)

①婚姻に伴う住宅取得費用

②婚姻に伴う住宅のリフォーム費用

うち、住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用が対象。
倉庫、車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事は除く

③新規の住宅賃借費用

うち、賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料が対象。

ただし、住宅手当、地域優良賃貸住宅の家賃低廉化に係る国の支援額を除いた金額

④婚姻に伴う引越費用

引越業者又は運送業者への支払いに係る実費が対象。

2. 補助要件

- ・申請時に、夫婦又はその一方の住民票が当該住宅の住所となっていること
- ・対象費用を年度内に支払っていること
- ・住宅取得、リフォームについては、契約書により契約内容が確認できること
- ・婚姻日より前に取得(リフォーム)した住宅の場合、婚姻日から起算して1年以内に取得(リフォーム)していること

3. 提出書類

①申請書

② 新婚夫婦の戸籍謄本又は婚姻届受理証明書

③ 住宅取得費用 : 売買契約書又は工事請負契約書等の写し

④ 住宅のリフォーム費用: 工事請負契約書又は請書の写し

⑤ 住宅賃借費用 : 賃貸借契約書の写し

⑥ 補助対象費用を支払ったことが証明できる書類

⑦ 住宅手当が確認できる書類(夫婦それぞれ)

⑧ 同意書(動画視聴について)

⑨ 所得証明書(最新のもの)(夫婦それぞれ)

⑩ 貸与型奨学金の返済を行っている場合は年間の返済額がわかるもの

⑪ 結婚新生活支援事業に関するアンケート

4. 県指定の動画視聴

補助金を受給するためには、県の指定する動画の視聴が必要です(提出書類⑧)。

対象となる動画は右下のQRコードから。

5. 他の補助金との同時申請について

持ち家奨励金、空き家活用促進奨励金との併給も可能です(条件あり)。

同時申請を希望される場合は、申請の際にご相談ください。

